

専 決 処 分 書

市道第952号線道路改良工事請負契約の契約変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月7日

東大和市長 和地 仁美

市道第 952 号線道路改良工事請負契約の契約変更について

議会の議決を経て締結した契約の一部を、次のとおり変更する。

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 の 件 名 | 市道第 952 号線道路改良工事（変更） |
| 2 | 契 約 の 金 額 | 変更前 1 7 7, 1 2 4, 2 0 0 円
変更後 1 7 7, 0 6 0, 4 0 0 円 |
| 3 | 今回の変更額 | 6 3, 8 0 0 円の減額 |
| 4 | 契約の相手方 | 所在地 東京都文京区後楽一丁目 7 番 2 7 号
名 称 鹿島道路株式会社 東京支店
代表者 常務執行役員支店長 末松 道則 |

令和 8 年第 2 回定例会
第 号 議 案 資 料

専決処分の承認について
(市道第 952 号線道路改良工事請負契約の契約変更)

(別紙)

工 事 概 要 調 書

工 事 の 概 要

【概 要】

工事延長 工区Ⅰ：69.43m、工区Ⅱ：92.00m

【変更内容】

①出来高管理数量の変更

歩車道境界ブロックタイプA 0.2m 減

ガードパイプ 0.8m 減

街きょ工 1.0m 減

＝工事箇所詳細図＝

